

# 地域主権改革の推進について

平成 24 年 8 月 30 日  
地 方 六 団 体

政府は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会を構築するため、「地域主権改革」を政策の大きな柱に掲げてきている。

地方としては、「国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係に改める」という方針に共感してきたところであり、閣議決定された「地方分権改革推進計画」や「地域主権戦略大綱」に基づく取組みを評価するとともに、我々も地域の活性化や住民生活の向上のため、覚悟と責任を持って全力を挙げて取り組んできたところである。

しかしながら、これまで、国と地方の協議の場の法制化など大きな成果をもたらしたものもある一方、まだまだ不十分な面もあり、地域主権改革は道半ばである。

政府におかれては、地方と協議し、その意見を十分反映した「地域主権推進大綱（仮称）」を速やかに策定し、地域主権改革を着実に進められたい。